

「第2期 添田町歴史的風致維持向上計画」策定等
支援業務委託に係る制限付一般競争入札説明書

令和5年4月

福岡県添田町

1. 業 務 名

「第2期 添田町歴史的風致維持向上計画」策定等支援業務委託（以下「本業務」という。）

2. 業務委託期間 契約締結日から令和6年3月25日まで

3. 業務の概要 別紙「仕様書」のとおり

4. 本入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する事業者は、入札参加申込書等の提出期限時において、次の要件をすべて満たす事業所とする。

- (1) . 「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）」第167条の4の規定に該当する事業所でないこと。
- (2) . 「会社更生法（平成14年法律第154号）」に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または「民事再生法（平成11年法律第225号）」に基づき再生手続開始の申立てがなされている事業所（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が不健全である事業者でないこと
- (3) . 令和5年度における添田町入札参加資格者名簿の業種「土木コンサル（都市計画及び地方計画）」または「建設コンサル（地区計画及び地域計画）」に登録されている事業所。
- (4) . 添田町発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている事業所でないこと。
- (5) . 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア. 暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。」以下同じ。）
 - イ. 暴力団員（「同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。」以下同じ。）
 - ウ. 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ. 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ. 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ. 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) . 福岡県内に本店又は支店又は営業所を有している事業所。
- (7) . 過去に、他の地方公共団体の発注する「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)」に基づく「歴史的風致維持向上計画策定業務」を元請けとして完了した実績を有すること（入札参加支店等の実績がない場合にあっても、本店または他支店・等に実績があり、当該本・支店等及び当該業務従事者と連携が図られる対応・体制が構築されている場合は可）。

なお、ここで示す「歴史的風致維持向上計画策定業務」とは、「歴史的風致維持向上計画策定業務」の新規策定または第2期計画策定業務とし、事前調査及び改訂等は含まないものとする。

- (8) . 景観法（平成 16 年法律第 110 号）にも見識があり、現在、添田町が発注している『添田町景観計画(仮称)』策定業務受託事業者との連携（本業務で取得した情報・データの相互授受など）が見込まれること。

5. 予定価格及び最低制限価格 事後公表

6. 入札スケジュールについて

内 容	期 間
入 札 実 施 の 公 告 (入札説明書等の配布)	令和5年4月20日(木) (令和5年4月20日(木)~令和5年5月8日(月))
質 問 の 受 付	令和5年4月20日(木)~令和5年4月26日(水)
質 問 の 回 答 公 表	令和5年4月28日(金)
入札参加申込書等の提出期限	令和5年5月8日(月) 午後5時00分
入 札 、 開 札 日	令和5年5月12日(金) 午後1時30分

7. 入札までの手続き

(1) 入札実施の公告（入札説明書等の配布）

項 目	日 程 ま た は 内 容
入 札 実 施 の 公 告 (入札説明書等の配布)	令和5年4月20日(木) (令和5年4月20日(木)~令和5年5月8日(月))
入札説明書等の受取手法	以下のいずれかにより、入札説明書等の取得ができます。 ● 『11.提出及び問い合わせ窓口』での受取 ● 町ホームページからのダウンロード
そ の 他	● 窓口での配布は、入札説明書等一式の印刷物での配布のみ。 (持参を含む)USB・CD等によるデータでのお渡しは不可。

(2) 質問の受付及び回答の公表

項 目	日 程 ま た は 内 容
質 問 書 の 受 付 期 間	令和5年4月20日(木)～令和5年4月26日(水)
提 出 様 式	様式1号「質問書」
質 問 書 提 出 の 流 れ	<ul style="list-style-type: none"> ● 入札説明書等、仕様書等の内容に不明な点がある場合は、上記の様式に必要な事項を記載し、持参・FAXまたは電子メールで、『11.提出及び問い合わせ窓口』へ提出してください。 ● なお、FAXまたは電子メールで提出した際には、併せてその旨を電話にて連絡してください。 ● また、電子メールで提出する際には、表題「『第2期 添田町歴史的風致維持向上計画』策定等支援業務委託に係る質問書(事業所名)」として提出してください。
質 問 書 の 回 答 公 表	令和5年4月28日(金)
回 答 の 流 れ	<ul style="list-style-type: none"> ● 質問提出事業所に対し電子メールにて回答するとともに、質問及び回答要旨を町ホームページにて公表。
留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ● 齟齬を防ぐため、電話での受付・回答は一切行いません。 ● 提出された質問内容を確認するため、問い合わせを行うことがあります。 ● 町ホームページにて公表する質問及び回答要旨については、提出した事業所名及び個人名等が特定される内容は公表しません。 なお、質問内容中に事業所名及び個人名等が特定されると危惧される内容が含まれている場合は、質問内容に質問意図を代えない範囲での校正または公表しない場合があります。 ● 質問に対する回答は、入札説明書及び仕様書の追加・修正等とみなします。

(3) 入札参加申込書等の受付

項 目	日 程 ま た は 内 容
入 札 参 加 申 込 書 等 の 提 出 期 限	令和5年5月8日(月) 午後5時00分
提 出 様 式	様式2号「入札参加申込書」
添 付 書 類	「歴史的風致維持向上計画策定業務」を元請けとして完了した実績を証する契約書の写し

申請申請書等の提出の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ● 提出期限までに、「入札参加申込書」及び添付書類一式を、持参・郵送及び電子メールのいずれかにより提出してください。 ● なお、電子メールで提出する際の表題を「『第2期 添田町歴史的風致維持向上計画』策定等支援業務委託に係る入札参加申込書（事業所名）」として提出してください。
「歴史的風致維持向上計画策定業務」の実績を証する契約書の写しの留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 「歴史的風致維持向上計画策定業務」の実績を証する契約書の写しは、発注者、受注者、契約期間、業務名、契約金額が分かる部分のみで可。可能な限りA4版とし、縮小・統合も可。 ● 途中で契約変更を行った場合は、最終契約書において、最終的な注者、受注者、契約期間、業務名、契約金額が判明できる場合は最終契約書のみで可とし、それ以外の場合は、一連を一式として提出すること。

8. 入札等

(1) 入札、開札及び落札者の決定

項目	日程または内容
入札、開札日	令和5年5月12日(金) 午後1時30分
入札・開札場所	添田町役場庁舎
入札書の様式	様式3号「入札書」
入札保証金等	免除
入札の手法	持参による入札（※郵送及び電子入札での入札不可）
代理人による入札	代理人により入札する場合は、【様式4号 委任状】を、当日持のうえ提出すること。
開札	入札締め切り後、入札会場で直ちに開札
落札者の決定	<ul style="list-style-type: none"> ● 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格内の入札価格を提示した入札者であって、最低価格の入札者を落札者とする。 ● 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者間で参加申し込み順にクジを実施し、落札者を決定する。
無効な入札	<p>次の各号の一に該当する場合、または入札条件に違反した者又は入札参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 必要事項の記載がない（押印漏れを含む）場合 ● 入札金額を加除訂正した場合 ● 価格又はその他の点に関し、公正な競争を不当に妨害したと認められる場合 ● 同一人が2つ以上の入札を行った場合 ● その他入札に関する条件に違反した場合。

入札及び開札の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 入札書は、ボールペン又はペンなど訂正できない筆記具で記入すること。 ● 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うものとする。 ● 開札の結果、予定価格に入っていないときは、直ちに出席している入札参加者に対し、後2回まで再入札を実施するものとする。（再入札の実施も想定し、入札書に捺印した印の持参または捺印済の入札書を持参すること。） ● 再入札の執行にあたっては、前入札での最低入札金額のみを発表する。このため、再入札書の金額は、この発表を聞いた上でこれ以下の金額を記入すること。 ● 再入札を含め計3回の入札を実施した場合であっても、予定価格内に入らない等で落札者が決定しない場合は、町により、業務または予定価格の見直し等を施したうえで、後日、改めて入札等を実施するものとする。
-------------	---

(2) 入札の辞退

【様式2号 入札参加申込書】提出後から入札の実施日までの期間において、事情により入札を辞退する場合は、【様式5号 入札辞退届】を持参または郵送により『11.提出及び問い合わせ窓口』へ提出してください。

9. 契約に関する事項

項 目	日 程 ま た は 内 容
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上 ただし、添田町財務規則（昭和63年添田町規則第1号）第125条第1項の各号に該当する場合は免除する場合がある。
前 払 金 及 び 部 分 払	無

10. その他の留意事項

- 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とします。また、使用する単位は計量法に規定するところによるものとします。
- 電子メールを除く窓口での受付期間には、土日及び祝祭日は含まれません。また、電子メールを除く窓口での受付時間は、特に定めがあるものを除き午前9時00分から午後5時00分までとします。
- 提出書類の作成及び入札手続きに必要な費用等（提出書類の作成費、入札参加に係る旅費等）は、参加者の負担とします。
- 電子メール等の通信事故について、本町はいかなる責任も負いません。
- 各様式の記載にあつては、記載事項を確実に表示させるため、適宜、記載枠を拡大・縮小及び行・列の追加は可としますが、特段定めている場合を除き、項目を削除することはしないでください。

- 郵送の場合における受け取り日については、消印日ではなく『11.提出及び問い合わせ窓口』の到着日をもって判断するものとします。
- この説明書に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び添田町財務規則（昭和63年規則第1号）、添田町土木工事執行細則（昭和46年添田町細則第1号）等関係法令等の定めるところによるものとします。

11.提出及び問い合わせ窓口

〒824-0691

福岡県田川郡添田町大字添田 2 1 5 1

添田町役場 商工観光振興課 歴史文化財係（担当：野添・下坂）

T E L : 0947-82-1236【直通】

F A X : 0947-82-2869

メールアドレス : shisaku@town.soeda.fukuoka.jp